「厚木市小中一貫教育基本方針」策定指針

1 小中一貫教育基本方針を策定する必要性

(1) 小中一貫教育に対する本市の考え方

小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を 見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラム を編成・実施して進める教育のことです。

本市ではこれまでも、国の示す方針に基づき、小中一貫教育の推進に向けた研究をしてきましたが、令和3年1月に中央教育審議会から文部科学省に対して、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(答申)」が出され、その中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」として、全ての児童・生徒が、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることや、学校が様々な課題を抱える中にあっても、義務教育において決して誰一人取り残さないことを徹底することに加え、義務教育9年間を通した教育課程や指導・支援体制の在り方等について一体的に検討を進めることが、基本的な考え方として示されました。本市においては、そのような国の動向と、児童・生徒数の減少などの地域の実情を踏まえ、本市によりふさわしい小中一貫教育を推進することが必要となっていると考えます。

〈参考〉国におけるこれまでの小中一貫教育に関する動き等

- ・平成27年6月:「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、学校教育制度(小学校を6年間、中学校を3年間とするなど)の弾力化ができるようになった。
- ・平成 28 年 4 月:同法が施行され、小中一貫教育を実施することを目的とした義務 教育学校の制度が創設された。
- ・令和3年1月:中央教育審議会から文部科学省に対して、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(答申)」が出され、その中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の基本的な考え方や検討を進めるための観点*が示された。
 - ※9年間を見通した新時代の義務教育の在り方を検討するための観点の一例
 - ・教育課程の在り方
 - ・義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方
 - ・義務教育をすべての児童・生徒等に実質的に保障するための方策
 - ・いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

(2) 本市における小中一貫教育に係るこれまでの取組

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|----------|--|
| 平成18年度から | 効果的な小・中学校の連携の在り方に関する研究を開始 |
| 平成21年度から | 教育委員会が同一の中学校区にある小・中学校を研究校として指定し、小・中学校の9年間を見通した教育課程編成及び指導方法の工夫改善の在り方等の研究を実施 |
| 平成27年度から | 全ての市立小・中学校を対象に、同一の中学校区にある小・中学校を単位として研究を実施 |

| 区分 | 連携内容 |
|-------|--|
| 教職員 | ・小・中学校で合同研修会を実施・児童・生徒に関する情報交換・小・中学校の教職員が互いの授業や給食、部活動等を見学・中学校教員が小学校6年生の授業を実施 |
| 児童・生徒 | ・小学生が中学校の授業や部活動等を体験 ・中学生が小学校の運動会にボランティアとして参加 など |

(3) 本市のこれまでの取組における成果と課題

ア成果

積極的に小・中学校間で教員の人事交流を実施し、年々連携の強化を図ったことで、次のような成果を上げています。

| 区分 | 成果 |
|-------|---|
| 教職員 | ・児童・生徒の特性や生活実態等に関する共通認識をもつことができた。・子どもの発達を考慮した指導について共通理解を深めることができた。 |
| 児童・生徒 | 児童:中学校生活に対する不安の軽減、期待感の醸成が図られた。 生徒:自身の立場に応じた自覚を促すことができた。 |

イ 課題

「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」に示された検討の観点を踏まえた本市の現状における課題は、次のとおりです。

| 答申の示す検討の観点 | 現状における課題 |
|-------------------------------|---|
| 9年間を見通した教育 課程の在り方 | 児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の 機会の充実や円滑な学びの連続性の確立に向けて、 |
| | 小・中学校の9年間を見通した系統的な教育課程の編成をより実効的に進める必要がある。 |
| 教科担任制の在り方 | 教科の専門性を生かしたより質の高い指導を充実させ、児童・生徒の学習の理解度・定着度を向上させるために、中学校の専科教員が小学校で授業を行うことや小学校への専科教員の配置、小学校高学年からの教科担任制の導入等を実施する必要がある。 |
| 全ての児童・生徒に実質的に教育を保障するための方策 | 児童の進学に伴う不安の解消や、小・中学校の教職員の支援の連携、ICTを活用した多様な教育機会の確保などに向けて、学校種間の交流の機会を増やすことで、学校種間のギャップの解消や、9年間の系統的な支援体制づくりをより充実した形で進める必要がある。 |
| いじめの重大事態、虐 待事案等への適切な対 応 | いじめや虐待事案等の早期発見・早期対応に向けて、児童・生徒の理解や保護者及び関係機関との連携も含めた9年間の継続的な支援体制を一層充実させる必要がある。 |

本市では、現在、中学校 1 校に対し小学校 $1\sim3$ 校を同一の中学校区として学区を編成していますが、各校の立地条件や、小・中学校の教育課程の違いなどにより、同一の中学校区における児童・生徒及び教職員間の交流の機会は限られてしまっています。

今後、現状における課題を解決し、9年間を見通した新時代の義務教育の実現を目指すためには、同一中学校区の児童・生徒及び小・中学校の教職員がより交流しやすい環境を整備することが必要であると考えます。

さらに、本市にふさわしい小中一貫教育の在り方を検討し、導入することにより、先に述べた課題を解決するとともに、次のような効果も期待できます。

○異年齢間の交流による効果

児童・生徒が異年齢間で交流することで、下級生は上級生の学習や行事に取り組む姿勢を手本とし、今後の学校生活の見通しをもてることから、学校生活に対する不安を解消し、学習等への取組意欲を高めることができます。一方、上級生は下級生に思いやりをもって接し、様々な活動場面でリーダーシップを発揮することで、自己肯定感や自尊感情を高めることができます。

○教職員の負担軽減に関する効果

小学校高学年から教科担任制を導入することにより、教職員一人当たりの担当教科の数が減り、多くの教科の教材研究が求められる状況を改善することができます。また、小・中学校の教職員が合同で教育活動を行うことで、教職員一人当たりの分掌の数や業務量が削減されることにより、教職員の負担軽減等を図ることができます。

2 方針の基本的な考え方

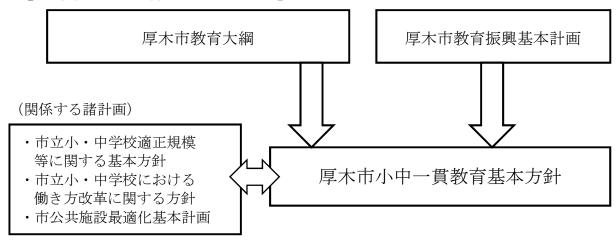
方針策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取り組むこととします。

(1) 教育大綱及び教育振興基本計画に基づいた方針づくり

市の教育に関する総合的な施策である教育大綱及び市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画に基づき、市の教育行政の方向性に即した方針とします。

なお、策定に当たっては、関係する諸計画等との整合性を図りながら検討を進めます。

【方針策定に係る各計画等との関係】



(2) 市民協働による方針づくり

小中一貫教育の取組に当たっては、児童・生徒及びその保護者、関係団体、地域住民を含む学校関係者など多数の皆様が関係することから、方針の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民参加手続を経て方針づくりを行います。

3 方針策定に当たって配慮すべき視点

本市にふさわしい小中一貫教育を導入するための方針の策定に当たっては、次の視点に配慮して進めていきます。

(1) 小中一貫教育の学校運営の視点

9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を重視した教育課程の編成や教職員配置等を工夫することにより、児童・生徒にとってより効果的な教育活動の実施や教職員の業務負担軽減ができるよう検討を行います。

(2) 学習面及び児童・生徒指導の充実の視点

9年間の系統性・連続性を重視して、発達段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程を編成するとともに、安心して過ごせる学習・生活環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保するなどの観点から、発達段階に応じて表現に配慮を加えた学習規律・生活規律を設定できるよう検討を行います。

(3) 学校施設の在り方に関する視点

施設一体型、施設隣接型、施設分離型など、児童・生徒及び小・中学校の教職員が相互に交流しやすく、各中学校区の実情に沿った学校施設の在り方について検討を行います。

4 基本方針に盛り込むべき内容

- (1) 全国的な小中一貫教育の流れについて 小中一貫教育の制度化の整理
- (2) 小中一貫教育の基本的な考え方について 9年間を見通した教育課程の編成による効果
- (3) 小中一貫教育により目指す成果について
 - ア 本市における小中一貫教育の将来像
 - イ 学びの接続の在り方
 - ウ 生活の接続の在り方
 - エ 教職員の接続の在り方
- (4) 小中一貫教育の学校運営の在り方について
 - ア 小中一体的な学校運営の在り方
 - イ 効果的な運営をするための教職員の配置
- (5) 小中一貫教育の学校施設の在り方について
 - ア 施設一体型の場合
 - イ 施設隣接型の場合
 - ウ 施設分離型の場合
- (6) 9年間を見通した教育課程の編成について
 - ア 小・中学校間の授業の乗り入れ
 - イ 9年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方
 - ウ 異年齢交流の充実
 - エ 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方
- (7) 特別支援教育の一体化について
 - ア 教職員間の連携による継続した支援
 - イ 教材・指導法などの共有
- (8) インクルーシブ教育の一体化について
 - ア リソースルームの設置・運営
 - イ 支援員の連携
- (9) 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について
 - ア 教育相談コーディネーターの連携
 - イ スクールカウンセラーや各種支援員等のフレキシブルな活用
- (10) ICTの活用について
 - ア 異年齢間及び同年齢間のオンラインによる交流
 - イ 多様な学びの機会を確保するためのICTの活用
- (11) 地域連携・協働について
 - ア 学校運営協議会の在り方
 - イ 地域学校協働活動の在り方
 - ウ 小中継続した地域スポーツ・文化芸術活動の在り方

5 検討体制

方針の検討に当たっては、庁内横断的に関係部署の意見を反映させるため、次に掲げる庁内組織で検討を進めます。

(1) 厚木市小中一貫教育検討推進委員会

教育委員会及び市長部局の関係課等長により構成し、小中一貫教育の在り方等について必要な事項の検討を行います。

(2) 厚木市小中一貫教育検討推進プロジェクトチーム

教育委員会及び市長部局の係長職を中心とした職員により構成し、方針の策定に係る調査及び研究を行います。

6 策定スケジュール

策定のスケジュールは、次のとおりとします。

| 日程 | 取組内容 |
|--------|----------------------------|
| 令和5年5月 | 小中一貫教育検討推進委員会での検討及び |
| | 小中一貫教育検討推進プロジェクトチームでの調査・研究 |
| 6 月 | アンケート調査等の実施 |
| 9月 | 方針(素案)策定 |
| 10月 | 意見交換会の開催 |
| 12月 | 方針(案)の策定 |
| 令和6年2月 | パブリックコメントの実施 |
| 3月 | 方針の策定 |

7 策定後の取組について

- (1) 方針に基づき、関係する地域や学校ごとに「(仮称)小中一貫教育推進計画」 を策定し、検討を進めます。推進計画策定に当たっては、関係する学校の保護 者や関係者、地域の皆様で構成する策定委員会を設置し、計画内容について協 議いただく予定です。
- (2) 「(仮称)小中一貫教育推進計画」の策定・推進に当たっては、現在、本市が進めている市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組との整合性を図りながら、各地域の実情に合った小中一貫教育の推進や、学校規模適正化を一体的に実施し、これらの取組にふさわしい学校施設の整備を含め、ソフト・ハードの両面から本市の教育の質の向上に取り組み、「教育は厚木に限る」と言われる教育環境の実現を図ります。